

令和6年度 南丹市医師確保奨学金等募集要領



【問い合わせ先】

南丹市福祉保健部地域医療室

〒601-0722 京都府南丹市美山町安掛下8番地

【電話】0771-75-1113 【Fax】0771-75-0622

【ホームページ】 <https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/013/index.html>

1 はじめに

南丹市では、南丹市国民健康保険診療所で勤務していただく医師を確保するため、南丹市国民健康保険診療所で医師として働く意思のある方に対して、奨学金等を貸与する制度を設けています。南丹市が定める期間南丹市国民健康保険診療所で働くことにより、奨学金等の返還が免除されます。

地域医療を通じて、南丹市民が安心して生活できる社会づくりに貢献したいという、意欲ある方の応募をお待ちしています。

2 応募資格、方法等

①対象者	次のいずれかに該当する者で、「南丹市国民健康保険診療所」において医師の業務に従事する意思を有する者。 (1) 専門研修を受けている医師 (2) 臨床研修を受けている医師 (3) 大学院の医学を履修する課程に在学する医師 (4) 大学の医学を履修する課程に在学する者
②募集人員	1名
③貸与額	月額15万円(年額180万円)
④貸与期間	令和6年4月から令和7年3月まで ※1年度ごとに貸与の決定を行うため、毎年度申請書の提出が必要です。 次年度以降の貸与を確約するものではありません。
⑤貸与方法	年3回(9・12・3月) 銀行口座に振込
⑥貸与の決定	申請書類及び面接審査により予算の範囲内で貸与者を決定します。 ※応募者多数の場合は全員に貸与できない場合があります。 その際は、下記に該当する方を優先に貸与決定します。 ○貸与終了後、早期に免除施設での勤務が期待できる人 ○南丹市国民健康保険診療所において複数年の勤務が期待できる人 ○同趣旨の他の奨学金を受けていない又は受ける予定のない人
⑦応募方法及び募集期間	(1) 申請書類 ① 南丹市医師確保奨学金等貸与申請書(第1号様式) ② 申請理由書等(第1号様式裏面) ※両面印刷のこと ③ 誓約書(第2号様式) ④ 南丹市医師確保奨学金等貸与推薦調書(第3号様式) ※申請者が所属する機関(大学、医療機関等)が作成 ⑤ 本人及び連帯保証人の住民票(本籍入り)及び印鑑証明書 ⑥ 医師免許証の写し(医師のみ) ⑦ 在学証明書(大学生のみ) ※証明日が令和6年4月1日以降のもの

	<p>⑧ 成績証明書（大学生のみ）</p> <p>※令和5年度の成績が記載されたもの</p> <p>※令和6年度大学入学者は最終</p> <p>★申請書類は、ホームページからダウンロードできます。</p> <p>(2) 保証人</p> <p>①申請には2名の連帯保証人が必要です。</p> <p>連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者とします。</p> <p>②貸与を受けようとする者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1名はその者の法定代理人としなければなりません。</p> <p>(3) 応募期間</p> <p>令和6年4月17日（水）から令和6年8月20日（火）17時まで</p> <p>※郵送による場合は8月20日必着のこと。</p> <p>(4) 応募方法</p> <p>南丹市福祉保健部地域医療室に申請書類を提出してください。</p>
--	---

3 奨学金等の返還

次の返還事由が生じたときは、管理者が指定する日までに以下の方法により返還しなければなりません。

※免除施設での常勤医師としての従事期間が貸与期間に満たない場合、貸与された金額の全額が返還となります（部分免除はありません）。

① 返還事由

- ア 奨学金等の貸与の決定を取り消されたとき。
- イ 大学を卒業した日の属する年度の翌年度までに医師免許を取得できなかったとき。
- ウ 貸与相当期間に3年を加えた期間内に、南丹市国民健康保険診療所において医師の業務に従事しなかったとき。
- エ ウの期間内において、3年を超えて猶予施設（別表1）で勤務したとき。

② 返還方法

- ア 一括払い
- イ 月賦（貸与を受けた期間を限度とします）
- ウ 半年賦（貸与を受けた期間を限度とします）

③ 返還利息

無利息

④ 遅延利息

返還額を返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、年14.6パーセントの遅延利息を支払わなければなりません。

4 奨学金等の返還猶予

次の奨学金等の返還猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。

- ①南丹市国民健康保険診療所又は猶予施設に勤務しており、返還を免除する過程にあるとき
- ②災害、疾病等、その他やむを得ない事由のあるときで市長が認めたとき

5 奨学金等の返還免除

貸与期間終了後、次の条件を満たした場合にのみ奨学金の返還債務が全額免除となります。

- ① 南丹市国民健康保険診療所のみ勤務
南丹市国民健康保険診療所で貸与相当期間医師として勤務したとき。
(常勤に限る)
- ② 南丹市国民健康保険診療所と猶予施設に勤務
猶予施設で猶予期間(最大3年まで可)医師として勤務した後、南丹市国民健康保険診療所で貸与相当期間医師として勤務したとき。(常勤に限る)
※貸与を受けている期間及び臨床研修を受けている期間については、免除期間・猶予期間のいずれの期間にも算入しません。

6 注意事項

- ①申請者は、この要領のほか「南丹市医師確保奨学金等の貸与に関する条例」及び「南丹市医師確保奨学金等の貸与に関する条例施行規程」をよく読み、本制度の内容を十分確認してください。
- ②申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。
- ③申請書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- ④採用の可否について電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので御了承ください

別表1 猶予施設（府内公的医療機関等）

医療機関名
<p>京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院、国保大宮診療所、国保五十河診療所、国保間人診療所、国保野間診療所、国保佐濃診療所、国保伊根診療所、国保本庄診療所、京都府立医科大学附属北部医療センター、与謝野町立国民健康保険診療所、市立舞鶴市民病院、市立舞鶴市民病院加佐診療所、舞鶴赤十字病院、府立舞鶴こども療育センター、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院、独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター、市立福知山市民病院、市立福知山市民病院大江分院、福知山市国保雲原診療所、綾部市立病院、綾部市中上林診療所、綾部市奥上林診療所、国保京丹波町病院、国保丹波町病院和知診療所、国保京丹波町病院質美診療所、京都中部総合医療センター、亀岡市立病院、京都市立病院、京都市立京北病院、京都市桃陽病院、京都市地域リハビリテーション推進センター診療所、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構宇多野病院、独立行政法人国立病院機構京都医療センター、独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター、京都済生会病院、府立洛南病院、府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院、独立行政法人国立病院機構南京都病院、精華町国民健康保険病院、京都山城総合医療センター、和束町国保診療所</p> <p>その他市長が認めた医療機関</p>